沼田町芸術文化普及促進事業のご案内

芸術文化普及促進事業とは・・・

２名以上で構成された沼田町内の団体（町内会、行政区、サークルなど）が芸術文化活動を町民に広めることをサポートする事業です。

この事業では、「講師や専門家への謝礼」や「事業実施のための旅費及び交通費」、「チラシやポスター、その他の資料作成費や材料費」等の経費を補助します。（上限１０万円）

事業の利用にあたっては、**簡単な事前申請**が必要となりますので、下記までお問い合わせください。**（専用のフォーマットをご用意しています。）**

【注意事項　～申請の前にお読みください～】

・個人ではなく団体を対象とした事業ですが、普段の活動状況については問いません。

・「芸術文化の普及促進」に全く関係のない内容には利用できません。
　事業の公共性（広く町民に関係があるかどうか）も重要な審査基準になります。

・政治活動や宗教活動、営利活動には利用できません。
　また、町等から同様の補助金等を受けている事業にも利用できません。

★昨年度の利用実績　～こんな活動に使われています～　★

・「手ぶら de 伝筆体験会」　伝筆サークル
　気軽な伝筆の体験会

・「ファミリーコンサート」　吹ガールズ・一般社団法人 N-link.・ウクレレサークル・歌声サークル
　町外ゲストも招いてのコンサート

申込期限：５月３０日（金）

・書類の提出自体は後日でかまいません。

・申込期限後に審査を行い、交付を決定します。よって実際の交付は７月以降になります。

・申込をした全ての団体、事業に交付されるわけではありません。

【お申込み・お問合せ】　沼田町教育委員会（担当：木次(きつぎ)）　電話：３５-２１３２